

現況届の提出はお済みですか
乳幼児医療費助成制度・義務教育
就学児医療費助成制度・子ども手当

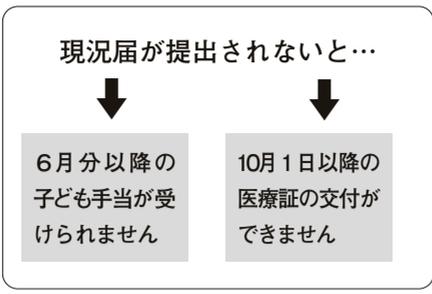
現在お手元にある乳幼児・義務教育就学児医療費助成の有効期間は、9月30日までです。医療費の継続のためには現況届の提出が必要です。

子ども手当については、3月まで児童手当を受給して「みなし認定(継続認定)」されている方は、現況届の提出が必要となります。今年4月以降に新規申請書や額改定申請書を提出した方は、子ども手当の現況届を提出する必要はありません。

新規申請に必要なもの

①乳幼児・義務教育就学児医療費助成
②健康保険証の写し(申請者と対象児童のもの) ③認め印 ④22年1月2日以降に東久留米市に転入した方は、22年1月1日在住の市区町村長の発行する「平成22年度(平成21年分)所得証明書」

現況届の用紙は6月17日付で、手続きが必要な方へ送付しています。



新たに受給の対象になる場合もあります

これまで所得超過により、義務教育就学児医療費助成(小・中学生)の対象とならなかった家庭でも、22年度(21年分)に所得の減少・扶養家族の増加・国民年金から厚生年金への変更などがあつた場合は、10月から受給対象となる場合があります。所得制限表(下表参照)を確認の上、新たに対象となることを見込まれる方は、9月末までに申請をしてください。

義務教育就学児の医療費助成に係る22年度(21年分)所得制限額

Table with 3 columns: 扶養親族等の数, 国民年金加入者等, 厚生年金・各種年金加入者. Rows show limits for 0 to 5 dependents.

※上記所得制限額未満の方が対象です。

国民健康保険 シリーズ② ~国民健康保険の主な事業~

国民健康保険は、法令により市が保険者となつて事業運営することになっていきます。シリーズ2回目の今回は、国民健康保険の主な事業についてお知らせします。

主な事業

①被保険者資格の管理
国民健康保険に係る加入・脱退・変更の受け付けや、被保険者証・各種認定証の交付を行い、その被保険者の資格に関する情報を管理します。

用語解説

●被保険者Ⅱ国民健康保険に加入している方
●特定健康診査Ⅱ40歳~74歳の被保険者への健康診査
●特定保健指導Ⅱ特定健康

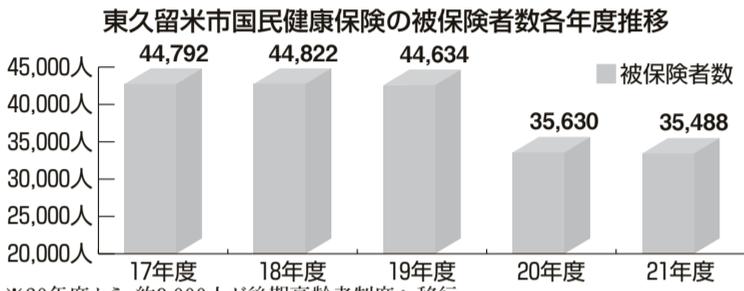
②国民健康保険税の課税
国民健康保険税を課税するための調査や計算を行い、その情報を管理します。また、納税通知書の発送や課税内容に関する相談、減免申請の受け付けなどを行います。

③国民健康保険税の収納
国民健康保険税の収納・徴収事務のほか、納税情報の管理、相談、滞納整理、納税証

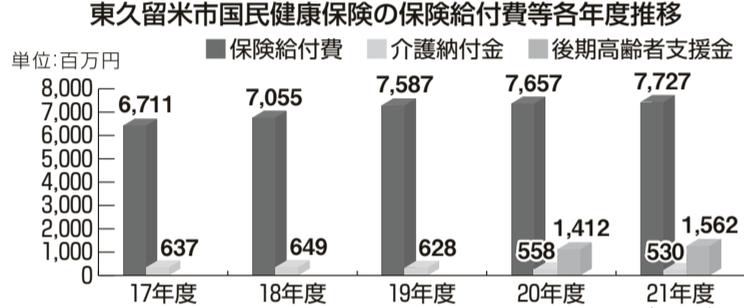
④保険給付
被保険者が医療機関などに受診した際の費用のうち、被保険者本人が医療機関などの窓口で支払う一部負担金(1~3割)を差し引いた残りの分(9~7割)を市から医療機関へ支払います。

⑤保健事業
特定健康診査・特定保健指導のほか、特約保養所・元氣回復施設などを利用した保健事業を行います。

⑥事業運営管理
東久留米市国民健康保険運営協議会の開催や、国や都への補助金申請など、事業運営に必要な事務を行います。



東久留米市国民健康保険の被保険者数各年度推移



東久留米市国民健康保険の保険給付費等各年度推移

国民健康保険に係る各種認定証の種類

Table listing various certification types for National Health Insurance, such as 'Medical institution payment reduction certification', 'Insurance limit application certification', etc.

※詳細は保険年金課 ☎470・7733へお問い合わせください。

脱退・変更の受け付けや、被保険者証・各種認定証の交付を行い、その被保険者の資格に関する情報を管理します。また、東久留米市国民健康保険の被保険者数各年度推移、各種認定証の種類については、左のグラフ・表を参照してください。

《事前に電話でご予約を》

Table of consultation services including legal, traffic accident, business, women's issues, disaster, and education consultations with dates and staff.

8月のお気軽に無料相談

Table of free consultation services for August, including cognitive/physical disabilities, career, and consumer consultations.

※東久留米市社会福祉協議会では、市民ボランティア相談員による、電話なんでも相談 ☎474・4294 を月曜・水曜・金曜日の午前10時~午後4時に行っています。